

業者各位

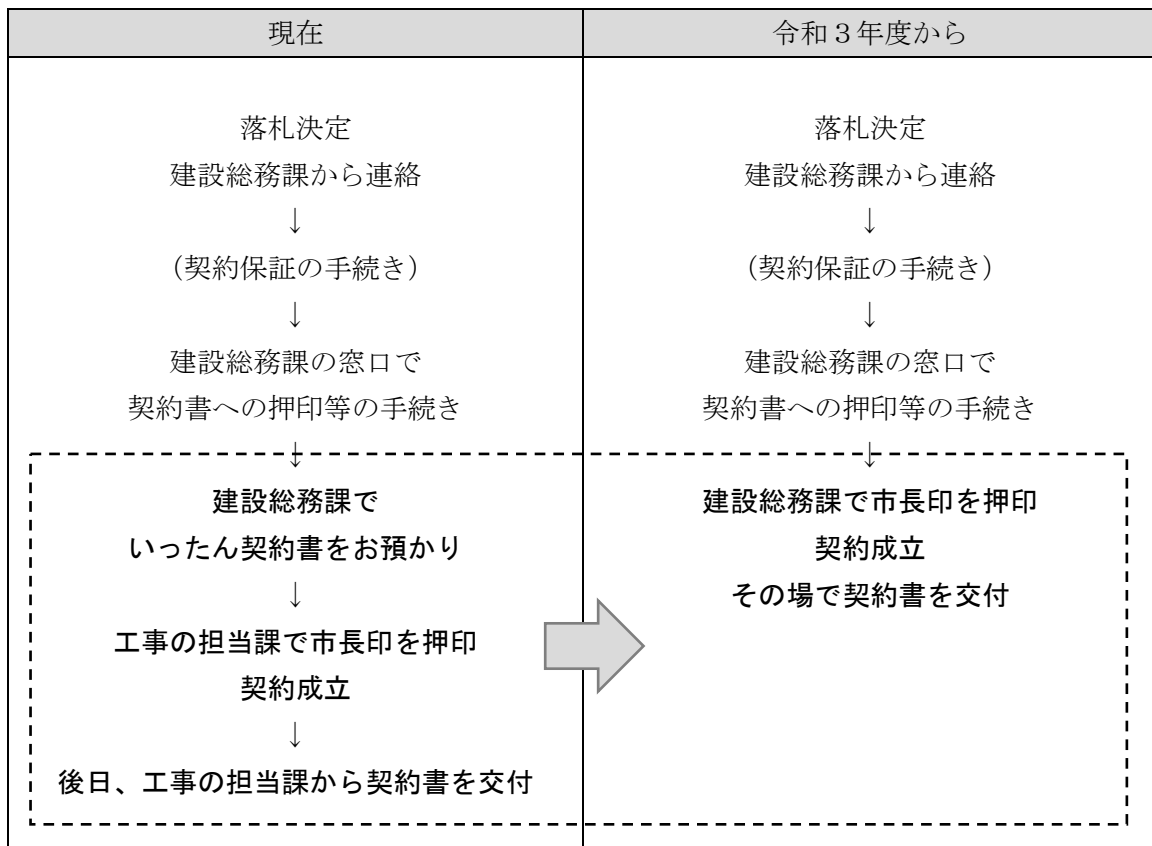
建設総務課

建設工事等に係る入札・契約手続の変更について

このことについて、入札・契約手続の簡素化・迅速化の取り組みの一環として、令和3年度から次のとおり手続を変更しますのでお知らせします。

1 建設工事の契約手続

建設工事の契約手続を建設総務課においてワンストップで行うことで、来庁回数を減らし事業者の負担を軽減するとともに、手続の迅速化を図ります。



※ 変更契約の手続も同様に建設総務課で行います。

※ 建設コンサルタント業務の契約手続は、従来どおり業務担当課で行います。

2 入札参加資格の登録内容の変更手続

(1) 技術職員変更届

技術職員の採用、退職、資格取得等に係る変更届の提出を**不要**とします。

※ 技術職員の雇用関係及び資格の確認は、引き続き、落札予定者に対する事後審査等で行います。

(2) 登録内容の変更に伴う登録書の再発行手続

従来、登録書の記載内容に影響がある変更を行う場合（名称の変更、所在地の変更など）、
「登録内容の変更手続」に加えて「登録書の再発行手続」が必要でしたが、そのような変更を行う場合は「登録書の再発行手続」なしに自動的に登録書を再発行するようにします。

（変更後の登録書を送付するための封筒はご用意していただく必要があります。）

※ 上記改正に合わせて変更届の様式や必要書類一覧表を改正していますので、必ず最新のものを和歌山市ホームページからダウンロードして使用してください。

トップページ>事業者>入札・契約（建設工事・建設コンサルタント業務）>競争入札参加資格>登録内容の変更
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/kensetusoumuosirase/1010042/1010033.html>

3 専任を要する配置技術者の届出

契約締結後、建設総務課に提出している「主任技術者（監理技術者）専任届」等の届出を**不要**とします。

※ 配置技術者の状況は、工事担当課に提出する「現場代理人等通知書」等で確認します。

※ 建設業法に違反している事実や、事後審査で確認した技術者以外の者を配置していることが判明した場合は、指名停止措置等を行うことがあります。